

2022年12月12日

総務大臣
松本剛明様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

要 請 書

地方自治の確立にむけた貴職の日ごろからのご尽力に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市圏を中心に経済活動への打撃が解消されない中、保健所や地方衛生研究所における感染症対応能力の強化などが急務の課題となっています。加えて、大都市圏においては都市インフラの整備に加え自然災害の頻発に伴う防災・減災対策の一層の推進、待機児童解消をはじめとした社会保障制度の充実、交通混雑や職住の遠隔化等に対応した生活環境の整備など大都市特有の課題への対応がいっそう重要となっています。また、生活保護率やホームレスの割合が高いことに加え、少子高齢社会におけるひとり暮らし高齢者や児童虐待対策なども深刻さを増しています。

このようななか、各都市においては、行財政運営の簡素化・効率化が進められていますが、大都市特有の多様な行政需要に対応するためには、国から地方への税源移譲・権限移譲などの一体的な実施による自主財源の拡充が必要です。

つきましては、新しい時代の大都市制度の確立や地方分権の実現に向けて次の通り要請しますので、貴職の積極的な対応をお願いいたします。（重点課題は、◎としています）

記

1. 地方分権の推進に対応した税財政制度改革、大都市税源の拡充強化について

- (1) 消費税・所得税など基幹税の税源移譲と自治体の役割に見合った地方税中心の歳入構造をめざすこと。地方法人税のさらなる拡張などは行わないこと。交付税の確保は、地方交付税法に基づき法定率の引き上げによること。
- (2) 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税総額の決定にあたっては、国と地方の協議の場等で十分な意見の聴取と実質的な協議の上で決定すること。
- (3) 社会保障分野の人材確保と処遇改善、環境対策の充実、農林水産業振興、地域交通対策など、増大する地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させるとともに、地方一般財源総額を確実に維持・確保すること。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に必要な財源となっていることから現行水準を確保す

ること。

- (4) 高齢化による公費負担の増加、待機児童対策などの子育て支援など、社会福祉の行政需要の拡大に対応するための財源確保を行うこと。
- (5) 地方交付税は、財源保障機能と財政調整機能の堅持・強化により、自治体の安定的財政運営に必要な財源を確保すること。その際、大都市特有の財政需要に応じた措置を講じること。(◎)
- (6) 地方交付税算定を利用した民間委託や指定管理者制度の導入などの政策誘導は、交付税制度の基本的機能を否定するものであり、「トップランナー方式」による交付税算定への反映は、財政需要との乖離や地方財政全体の安易な縮小が危惧されることから廃止すること。また、窓口業務へのトップランナー方式の導入を行わないこと。
- (7) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわない、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出す、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性がある、という問題があることから廃止すること。

2. 賃金・労働条件、公務員制度について

- (1) 地方公務員の労働条件の決定は各自治体における労使交渉と合意を尊重し、その決定に対して介入を行わないこと。また、技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、かつ国及び他の大都市の水準との権衡を失しないよう定めることを前提に、民間給与との単純比較に基づく抑制を推進しないこと。(◎)
- (2) 地方公務員の定年引上げにあたって、加齢困難職種における働き方については、実態の把握とともに好事例について周知すること。高齢層の賃金水準については、職務遂行の困難度、職務の内容と責任などに応じた改善とモチベーションを維持できる仕組みとするよう適切な助言を行うこと。また、移行までの期間についてもフルタイムでの任用を基本に希望者全員の再任用が行われるよう、適切な助言を行うこと。(◎)
- (3) 地方公務員においては、労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員には「時間外労働の上限規制」が適用されることから、これらの職場において労基法改正の趣旨に沿った適切な36協定を締結するよう適切な助言を行うとともに、締結状況等について必要な調査を行うこと。労働基準法別表第1に該当しない職員の時間外労働の上限規制については、特例業務の増加によって機能していない実態もあることから、適宜検証が行われるよう適切な助言を行うこと。

また、過労死等のための対策に関する大綱を踏まえ、労働時間の適正な把握や長時間労働の縮減に向けた取り組みの徹底等、人事委員会に対し、労働基準監督機関としての役割を果たすよう指導を行うこと。(◎)

- (4) 被災自治体や被災自治体への派遣元自治体において、メンタルヘルス対策の充実を

はじめ、職員の健康をサポートする体制の強化とこれに係る財政支援を行うこと。

- (5) 会計年度任用職員の処遇改善のため、勤勉手当を支給するための所要の法改正と財源の確保を行うこと。(◎)

3. 地域公共サービスの充実および政策課題について

- (1) 感染症やワクチン接種に対応する保健所や地方衛生研究所の体制の拡充が必要なことから、地方交付税措置の充実による対応をはかること。とりわけ、地方衛生所については、設置根拠が法制化された趣旨を踏まえ、人的体制と財政面での強化が可能となるよう地方交付税措置の充実を図ること。また新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制の確保に向け、自治体立病院への財政支援策等を講じること。
- (2) 生活困窮者支援については、体制整備や「求職者支援制度」の保障水準の引き上げなどの機能を強化することにより改善するよう、関係省庁と協議すること。また、大都市の保護率が高いことを踏まえ、ケースワーク機能の充実や生活保護の不正受給対策、福祉事務所の実施体制を強化するため、地方交付税措置の充実をはかること。
- (3) 子ども・子育て支援新制度、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援の円滑な推進、児童福祉の向上を推進できる福祉事務所、児童相談所等の体制を強化するために、地方交付税措置の充実をはかること。幼児教育・保育の無償化に伴う自治体の負担増については、財政措置を責任をもって講ずること。
- (4) 都市インフラの整備や老朽化への対応、環境・エネルギー問題への対応に加え、災害時に起こりうる大都市特有の課題、とくに道路・交通網の遮断による帰宅困難者対応や木造密集市街地対策などに必要な財源を確保すること。災害時には適切かつ安全な医療・福祉提供体制を維持するため施設の耐震化や補強、自家発電設備の整備等の対策を継続・拡充すること。
- (5) 大規模自然災害が頻発する中、すべての分野での職員の不足が指摘されている。復興に不可欠な建築技術職員、土木技術職員や技能職員等の人材確保対策を講じるとともに、行政支援者の派遣元自治体への支援策を講じること。また、災害時には、各都市の既存事業について、期間延長を可能とするなど柔軟な対応をはかること。東日本大震災の被災自治体に対しては、震災復興特別交付税をはじめとした財政措置について引き続き継続すること。
- (6) 自治体にもゼロカーボンシティの取り組みが求められる中、大都市における直営の公共交通の果たす役割は大きいことから、既存のバスや鉄道を活用し、維持するため、公共交通への財政措置の改善をはかること。
- (7) 国家戦略特区については、「産業の国際競争力強化」を目的とした過度の規制緩和が雇用不安定化・労働条件低下や個人情報保護などの安全性軽視を通じて地域社会に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。
- (8) マイナンバー制度の円滑かつ安全な運用のため、現場の意見を聴きながら、情報管

理機能の強化や人的体制のための財政措置を講じること。マイナンバーカードの活用範囲の拡大については、運用状況の検証と国民的合意が大前提であり、また事務量の拡大やサービス低下を招くことのないよう慎重に検討すること。マイナンバーカードの普及率を交付税や交付金の算定根拠に使用しないこと。

以 上